

令和6年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年4月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
			委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子	委 員 :	14 番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16 番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20 番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21 番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 :	22 番 :	中山 学

4 欠席委員(1人)

委 員 : 7 番 : 南波 雅子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 令和6年度胎内市農業委員会事業計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、係長 : 小野智裕、主任 : 奥村亮、主事 : 安城玲江

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年4月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番片野賀津雄委員、6番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、3月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>4月1日、市役所2階大会議室で農業委員辞令交付後、臨時総会及び協議会を市役所4階全員協議会室で開催いたしました。</p> <p>4月18日、4月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により築地地内の畑について贈与するもので、面積は2筆621㎡であります。</p> <p>譲受人の耕作面積はありませんが、以前より家族が耕作しており、営農計画書も提出いただいております。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る4月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅拡張のための転用が 1 件、ボウリング調査を行うための一時転用が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、住宅を拡張するための転用で、申請面積は 2 筆合計 258 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約 〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、築地地内の休耕畑において、風力発電事業の送電用の鉄塔を建てるためのボウリング調査を実施するための一時転用であります。申請面積は 2 筆 296 m<sup>2</sup> あります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 3 ページ案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、12 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅拡張のための転用が 1 件、ボウリング調査を行うための一時転用が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断い</p>

	<p>たしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6 番	<p>2 番の案件ですが、風力発電のボウリング調査ですが、期間が短いから使用貸借なのでしょうか。</p>
事務局	<p>ボウリング調査を行って鉄塔を建てられるか確認し、建てられる状態であれば用地の売買との形になるので、今回は使用貸借による一時転用をお願いしたいとのことです。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 13 件、農地中間管理機構と使用貸借権を新規に設定するものが 3 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 7 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 6 件の、計 29 件であります。</p> <p>1 番から 5 番は、中間管理機構と 3 年間から 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、22,000 円から 9,000 円であります。 議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>6 番から 10 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、16,000 円から 5,000 円であります。 議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>11 番から 13 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a</p>

	<p>当たりの賃貸料は、15,000 円から 10,000 円であります。</p> <p>14 番から 15 番は、中間管理機構と 13 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>16 番についても中間管理機構と 13 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>17 番から 20 番は、労力不足により認定農業者等に 10 年間から 15 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 22,300 円から 10,000 円であります。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>21 番から 23 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 8,000 円またはコシヒカリ 30 kg であります。</p> <p>24 番から 25 番は、労力不足により農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 90 kg であります。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>26 番から 29 番は、労力不足により農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 16,000 円から 13,000 円またはコシヒカリ 90 kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、12 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 13 件、農地中間管理機構と使用貸借権を新規に設定するものが 3 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 7 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 6 件の、計 29 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6 番	<p>14 番から 16 番の中間管理機構との使用貸借について手数料はかかるのか。</p>
事務局	<p>今のところはかかりません。</p>
6 番	<p>集積のための中間管理機構を通しての貸借でしょうか。</p>

事務局	<p>そうです。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「令和 6 年度胎内市農業委員会事業計画(案)について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案をご説明いたします。 議案書 10 ページからとなっております。 第 4 号議案については、毎年度当初において農業委員会の一年度間の事業計画を定めるものであります。 事業計画の内容につきましては、これまでの事業計画を概ね承継しております。 事業計画は、(1) から (8) の項目があり、その中に具体的な推進行動を示しております。 主な部分について説明させていただきます。 1 事業方針として、段落 2 段目から農地利用最適化の一層の推進のため、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進など関係機関と連携し、諸課題の解決に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となって取組むこととしています。 2 事業計画に移りまして、(2) 担い手への農地の集積・集約の①農地利用の集積・集約化に関する事項の 3 番目に地域計画による目標地図の作成とあります。今年度末までの作成に向けて、取組を進めていかなければいけない事項となっております。 (3) 遊休農地の発生防止・解消の①優良農地の確保と無断転用の防止に関する事項としまして、市内全域における農地パトロールの実施を記載しております。 11 ページをお願いします。(6) 農地利用最適化活動の②活動記録簿への記帳としまして、農地利用最適化活動を活動記録簿へ記帳が挙げられています。新任委員の皆様には今後記載方法等について説明させていただきます。よろしく願いいたします。 (7) 「地域計画」による農地利用最適化の推進ということで地域計画において農業委員会が取り組む役割や推進内容を記載しております。繰り返しになりますが、まず今年度末の策定に向けての取組を進めていかなければなりませんので、またスケジュール等が決まりましたら相談させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいた</p>

します。  
(8) 委員会の運営としまして、①会議開催の1番目定例総会は毎月1回開催します。総会のご参加について日程調整をよろしくお願いいたします。②委員及び職員研修の実施としまして、12ページをお願いします。コンプライアンス研修、タブレット操作研修など委員資質向上のため研修を実施していきます。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 　質問等がないようなので、これで質疑を終わります。  
これより採決をいたします。

第4号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長 　全会一致と認めます。  
よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。  
これで、本日の全ての日程を終了いたしました。  
これを持ちまして、令和6年4月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。



上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年4月25日

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_